



マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォンから以下の手順でお申し込みください。

STEP

1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



Android

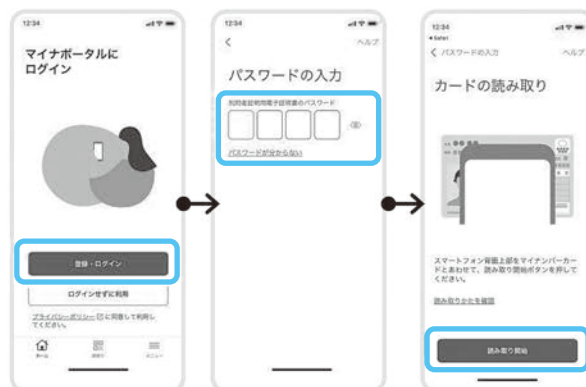


二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP

2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り



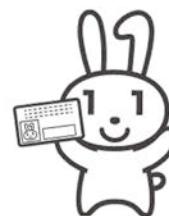
STEP

3 健康保険証の利用登録

- 画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す

完了！

- 健康保険証としてご利用いただけます



令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用 🔍 検索



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

ご自宅へマイナンバーカードの出張申請に伺います！

役場に来ることが難しく、マイナンバーカードの申請、受取ができない方を対象に、ご自宅に役場職員が伺いマイナンバーカード交付申請のサポートを行います。

カードの受取もご自宅ですみますので、是非ご利用ください。



1. 対象

高齢、障がい、ケガ等により役場へ来ることが困難な方
(状況によっては来庁をお願いする場合があります)

2. 申込方法

事前に役場 町民課までお申し込みください。
当日にご連絡いただいても対応できない場合があります。

3. 準備していただくもの

本人確認書類（運転免許証、保険証、年金手帳、障がい者手帳など）

4. 申請の流れ

- ① 職員がご自宅にお伺いします
- ② 本人確認書類の写真を撮ります
- ③ 申請書に署名をしていただきます
- ④ 暗証番号を決めます（暗証番号が不要な「顔認証マイナンバーカード」もあります）
- ⑤ 顔写真を撮ります



< 対象日時 >

毎週 **水 木 金**

月・火曜日は対応できません

9:00 ~ 11:30

13:30 ~ 16:00

< 申込先 >

西ノ島町役場 町民課

電話：08514- 6 - 0103

FAX：08514- 6 - 0683

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

ごみの野焼きは法律違反です！

ごみの野焼きは、一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、違反した場合、罰せられます。

家庭でのごみ焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

一部の例外行為があっても、近隣の生活環境に支障をきたしたり、火災の原因ともなりますので、野外焼却は控えていただきますようお願いいたします。

剪定枝や木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので、指定の方法で、ごみステーションに出すようにしてください。

野焼きとは…

地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。



野焼き禁止の例外

- ▶ 法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ▶ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ⑤ どんと焼き、しめ縄などの焼却
- ▶ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
 - ⑤ 稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却（廃プラスチック類の焼却は含みません。）
- ▶ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの※
 - ⑤ 暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の本くず等の焼却

※「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）
清美苑（電話：08514 - 6 - 1338）